

保育利用に関する同意書

保育が必要と認定され、保育施設に入所した場合には、公平性の観点からさまざまな規則を守っていただく必要があります。
以下の事項をよく読み、理解の上、チェックと署名をしてください。

	項目	チェック欄
1	申込内容が虚偽または事実と異なる場合は入所決定の取消または退所となります。	☐ 父 ☐ 母
2	申込後や入所後に、次のような変更等があった場合には、すみやかに報告をお願いいたします。 ・住所や家族構成の変更 ・妊娠・婚姻や離婚等 ・就労先の変更や就労時間の変更等 ※すみやかに届出を行わず、後ほど判明した場合、入所決定の取消または退所となります。	☐ 父 ☐ 母
3	就労証明書は、必ず就労先事業所の担当者が記載したものをご提出ください。 以下①～③のいずれかに該当する場合は就労として認定はできません。 ①税法上の収入がないような無給（最低賃金を大幅に下回る場合を含む）の労働、手伝い等 ②個人事業主等で収入（営業収入、売上等）がない場合。※必ずしも所得（利益）が発生する必要はありません ③市民税が未申告の場合	☐ 父 ☐ 母
4	以下にあげる項目等に当てはまる場合は、入所審査の公平性から原則再審査となります。すみやかに報告してください。再審査の結果、退所または内定取り消しとなる場合があります。 例1)「就労予定で入所したが、実際に就けなかった」 例2)「育児休業明けで入所したが、育児休業前の職場を辞めてしまい、復帰しなかった」 例3)「申込時と入所時で職場が変わってしまった」 例4)「申込時と入所時で就労時間が変わるなど雇用形態が変わってしまった」	☐ 父 ☐ 母
6	入所後に弟妹が誕生し、以下の①～③のすべてに該当することを条件に上の子の保育利用の継続を認めます。 ①育児休業からの復職日が、生まれたお子様の1歳を迎える誕生日以前の日であること。 ②同じ就労先に復職すること。※異なる就労先に復職する場合は原則退園となります。 ③復職する際に、生まれたお子さまを保育施設に入所させること。	☐ 父 ☐ 母
7	ひとり親で申請をしても、以下にあげる項目等に当てはまる場合は、ひとり親として認定ができません。 例1) 離婚はしているが、同居所に元配偶者が存在している。 例2) 別居はしているが離婚は成立していない。（離婚調停中の場合を除く） 例3) 婚姻関係はないが、パートナーと同居している。または同居していないが保育施設の送迎等、育児に参加している（参加を予定している）。	☐ 父 ☐ 母
8	求職活動で入所決定した場合は、 入所した月から3か月の間に就労しないと退所 となります。	☐ 父 ☐ 母
9	在留者（外国籍）の方で、在留期間が切れてしまった場合は、原則退所となります。	☐ 父 ☐ 母
10	入所後、3か月以上の無断欠席をした場合は、保育の必要性がないと判断し、退所となります。傷病や入院等のやむを得ない理由から長期欠席になる場合は、必ず施設にご相談ください。	☐ 父 ☐ 母
11	次年度の申込みを行った後、本年度内の随時申込みを行い入所決定した場合は、次年度の申込みについては原則キャンセルとなります。（ 二重申込みの禁止 ）	☐ 父 ☐ 母
12	公立保育所に申込をする場合、「足利市保育所等整備後期計画」の内容について説明を受け、公立保育所再編に伴い、閉所へ向けた入所（申込み）制限や、民営化、施設の移転があることを十分に理解したうえで申込みをしてください。また、公立保育所については、1次募集のみで申込みが可能です。	☐ 父 ☐ 母
13	入所後の申請や変更手続き等については、いずれかの保護者のみの記入、署名でも可能です。ただし、申請内容についてすべての保護者同意の上お手続きください。	☐ 父 ☐ 母

利用者負担（保育料）についての誓約事項	
入所後の利用者負担（保育料や給食費）や諸経費については、毎月定められた日に納入することを誓約します。 ※納入しない場合には法に基づき滞納処分することがあります。また、継続利用を認めないことがあります。	☐ 父 ☐ 母

足利市長 宛

以上のことを確認し、同意します。

年 月 日

（署名欄）

住所：

保護者① 氏名：

児童との続柄（ ）

保護者② 氏名：

児童との続柄（ ）